

## 児童手当制度改正 Q & A

|    |                            |  |
|----|----------------------------|--|
| 問1 | 私は公務員です。秋田市へ申請は必要ですか？      | 秋田市への申請は不要です。勤務先での手続きとなります。<br>ただし、独立行政法人の公務員の場合は、秋田市へ申請が必要です。   |
| 問2 | 秋田市から転出予定です。児童手当の申請は必要ですか？ | ①令和6年9月30日までに転出する場合<br>秋田市での申請は不要です。転出先の市区町村で申請をしてください。<br>②令和6年10月1日以降に転出する場合<br>秋田市で申請が必要です。<br>転出する月分まで秋田市が支給します。転出先の市区町村でも申請が必要です。 |
| 問3 | 児童手当が認定された後、お知らせはありますか？    | 審査の結果、秋田市からの児童手当の支給対象となったかたについては、児童手当認定通知書を送付いたします。  |

児童手当制度改正 Q & A

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| <p>問4</p> | <p>「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となる場合は？</p>                         | <p>以下の①～③をすべて満たす場合です。</p> <p>①0～18歳年度末の児童（＝対象児童）を養育している</p> <p>②19～22歳年度末のかた（＝算定対象者）を養育している</p> <p>※同居・別居に関わらず、学費や生活費等を負担している場合（仕送り等含む）</p> <p>③①と②の人数の合計が3人以上</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【例1】高校生1人、大学生1人</p> <p>合計2人→提出不要</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【例2】高校生1人、大学生2人</p> <p>合計3人→提出<b>必要</b></p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>対象児童      算定対象者</p> <p>(0～18歳年度末)   (19～22歳年度末)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>対象児童      算定対象者</p> <p>(0～18歳年度末)   (19～22歳年度末)</p> </div> </div> |
| <p>問5</p> | <p>高校生年代のみ養育し、生計維持者の父が秋田市に在住し、母子は秋田市外に在住している場合、どこで申請すればよいですか？</p> | <p>秋田市への申請が必要です。</p> <p>ただし、生計維持者が公務員の場合は、問1のとおりです。</p>   |
| <p>問6</p> | <p>制度改正により申請や届出が必要になる人はどのような人ですか？</p>                             | <p>以下のいずれかに該当するかたです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童を養育しているかた</li> <li>・ 所得上限限度額超過により現在児童手当を受給していないかた</li> <li>・ 19～22歳年度末のかたを養育し、0～18歳年度末の児童と合わせて3人以上になる場合</li> </ul>   |

児童手当制度改正 Q & A

|    |                                      |  |
|----|--------------------------------------|--|
| 問7 | 所得限度額超過により現在児童手当を受給していませんが、申請は必要ですか？ | 申請が必要です。   |
| 問8 | 高校生年代の児童が就職し申請者と同居している場合、支給対象となりますか？ | <p>・支給対象となります。</p> <p>【例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合</li> <li>・申請者が児童を養育していないと判断される特段の事情がある場合</li> </ul>    |
| 問9 | 高校生年代の児童が就職し申請者と別居している場合、支給対象となりますか？ | <p>・支給対象となる。</p> <p>【例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合</li> <li>・面会や連絡の実態から児童生活について養育している実態が認められない場合</li> </ul> |